



## 税務情報

### 国税庁からの公表情報

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ

国税庁はウェブサイトの「[新型コロナウイルス感染症に関する対応等について](#)」というページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する税務情報を掲載しています。3月25日、このページに、新型コロナウイルス感染症に伴う申告手続や納付手続などに関するよくある問合せとそれについての一般的な回答を取りまとめた以下のFAQが掲載されました。

- [国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)(PDF 1,110KB)

このFAQは、以下の内容で構成されています。

#### (1) 令和元年分の確定申告における申告・納付期限の一括延長関係

国税庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限を2020年4月16日まで延長する旨のお知らせ等<sup>(\*)</sup>を公表していますが、この延長について、補足情報を含め、Q&A形式でより詳しくまとめられています。

<sup>(\*)</sup> [「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日\(木\)まで延長されました」](#)等(e-Tax News No.184「[国税庁 - 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長](#)」(2020年2月28日)、e-Tax News No.185「[国税庁 - 申告・納付等の期限の延長/財務諸表のCSV形式データの作成方法\(確定版\)](#)」(2020年3月9日)でお知らせしています。)

#### (2) 申告・納付等の期限の個別延長関係

今回の申告期限等の延長の対象とされていない税目(法人税・相続税・酒税等)については従来どおりの期限とされる旨とともに、災害その他やむを得ない理由がある場合に、税務署への申請により申告期限等が個別に延長される制度について触れられています(国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条第3項、第4項)。

問2では、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、たとえば以下のような理由により、申告書や決算書類等の国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付

等を行うことが困難な場合に、個別の申請による期限延長(個別延長)が認められることが明らかにされています。

#### 【個人・法人共通】

- ・ 税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含む。)が感染症に感染したこと。
- ・ 納税者や法人の役員、経理責任者等が、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること。
- ・ 経理担当部署の社員の感染や感染症の患者との濃厚接触に伴うその部署の相当の期間の閉鎖、学校の臨時休業の影響等による多数の経理担当部署の社員の休暇取得というような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所等において通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと。

#### 【法人】

- ・ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと。

#### 【個人】

- ・ 納税者や経理担当の(青色)事業専従者が感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること。
- ・ 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある、発熱の症状があるなど感染症に感染にした疑いがある等の事情により、納税者が保健所・医療機関等から外出自粛の要請を受けたこと。

また、問3～5では、具体的なケースにおける期限の個別延長として、以下の3つのケースが紹介されています。

- ・ (問3)株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長
- ・ (問4)資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長
- ・ (問5)相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い

### (3) 納付等の手続関係

### (4) 納付の猶予制度関係

新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに一時に納められない場合の納付の猶予制度について、3月13日に国税庁から公表された[「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」](#)(e-Tax News No.186「[申告・納付期限の延長に関連する国税庁及び東京都主税局からの公表情報](#)」(2020年3月16日)でお知らせしています。)に沿った内容が詳しく説明されています。

### (5) 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

### (6) 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係(企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い)

## 2. 財務諸表の CSV 形式データの作成方法に関する追加情報

e-Tax News No.185「[国税庁 - 申告・納付等の期限の延長/財務諸表の CSV 形式データの作成方法\(確定版\)](#)」(2020年3月9日)では、2020年4月以後の申告から e-Tax における財務諸表を CSV 形式により提出できるようになることに伴い、2月27日、国税庁の e-Tax のウェブサイト「[財務諸表の CSV 形式データの作成方法](#)」が公表されたことをお知らせしました。

その時点では未公表だった以下の情報が、3月19日、上記ページにおいて追加公表されました。

- ・ 勘定科目コード検索ツール
- ・ CSVファイルチェックコーナー
- ・ 財務諸表のCSV形式データの提出方法
- ・ よくある質問

### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.